

国立児童自立支援施設職員（児童自立支援専門員）の募集について

- 採用職種 児童自立支援専門員
- 採用人数 若干名
- 応募資格 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）第82条各号に定める児童自立支援専門員の資格を有している者（令和8年4月時点において資格を有する見込みの者を含む。）
なお、日本国籍を有しない者、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号に規定する欠格条項に該当する者は応募できません。
- 勤務場所 国立武蔵野学院（埼玉県さいたま市）
または 国立きぬ川学院（栃木県さくら市）
- 採用時期 令和8年4月1日（予定）
- 給 与 等 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）により、福祉職俸給表を適用し、経験年数等を考慮のうえ決定。（その他各種手当あり）、国家公務員共済組合に加入（社会保険、貸付金制度等）
※初任給（参考）：242,700円～勤務年数に応じて上乘せあり。（他に超過勤務手当、宿日直手当などの支給あり）
※原則として施設敷地内の公務員宿舎に居住
- 応募期間 令和7年8月29日（金）～令和7年9月30日（火）（必着）
- 試 験 日 令和7年10月10日（金）
応募書類による1次選考のうえ、2次選考（面接、小論文）を行うことになった方のみ、2次選考の時間・場所等をご連絡させていただきます。
- 応募方法 次に掲げる書類を郵送もしくは持参。
（1）履歴書（市販の用紙を使用、顔写真貼付。）
（2）該当資格を有することを証明する書類（写し）
（3）応募理由書（A4版1枚程度）
合否にかかわらず、送付いただいた履歴書等は返却いたしませんので、ご了承ください。（不採用の場合、当方で責任を持って廃棄します。）
- 応募先・ 国立武蔵野学院 庶務課 塚田、浜田
問い合わせ 〒336-0963 埼玉県さいたま市緑区大門1030
TEL. 048-878-1260（音声案内「3」）
E-mail: jiritsu-saiyou@cfa.go.jp

※ 詳細については、
国立武蔵野学院HP（<https://www.cfa.go.jp/musashino/>）
国立きぬ川学院HP（<https://www.cfa.go.jp/kinugawa/>）
をご覧ください。

(参考) 児童自立支援専門員の資格要件及び欠格条項

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)(抄)

(児童自立支援専門員の資格)

第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- 四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの
- 八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

2 前項第三号の指定については、第四十三条第二項の規定を準用する。

◎国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）

（欠格条項）

第三十八条次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則で定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者